

規 則

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九号

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉会館管理規則（昭和四十一年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「五四〇」を「五五〇」に、「七、八四〇」を「七、九八〇」に、「三、〇〇〇」を「三、〇五〇」に、「四、九八〇」を「五、〇八〇」に、「一八、五〇〇」を「一八、八〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に、「二、一三〇」を「二、一七〇」に、「七、一二〇」を「七、二六〇」に、「三、五六〇」を「三、六三〇」に、「九四〇」を「九五〇」に、「四六〇」を「四七〇」に、「三、三五〇」を「三、四一〇」に、「一、五二〇」を「一、五四〇」に改め、同表音響設備の項中「四、九八〇」を「五、〇八〇」に、「三、五六〇」を「三、六三〇」に、「六、五五〇」を「六、六七〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、七一〇」を「一、七四〇」に、「八五〇」を「八七〇」に、「四二〇」を「一、四五〇」に、「七二〇」を「七二〇」に、「二、八四〇」を「二、八九〇」に、「一、一〇〇」を「一、一二〇」に改め、同表ピアノ等の項中「二四、二〇〇」を「二四、五〇〇」に、「四、九八〇」を「五、〇八〇」に、「九、九七〇」を「一〇、一〇〇」に、「三、五六〇」を「三、六三〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に改め、同表映写設備の項中「八五〇」を「八七〇」に、「九九〇」を「一、〇一〇」に、「一、四二〇」を「二、四五〇」に、「五四、三〇〇」を「五五、三〇〇」に、「一九、九〇〇」を「二〇、三〇〇」に、「四、六八〇」を「四、七六〇」に、「一、六二〇」を「一、六五〇」に、「一、八五〇」を「一、八八〇」に、「三、六七〇」を「三、七四〇」に、「四六〇」を「四七〇」に改め、同表照明設備の項中「一、二八〇」を「一、三〇〇」に、「一、八五〇」を「一、八八〇」に、「三、一三〇」を「三、一九〇」に、「二、四二〇」を「二、四六〇」に、「一、〇〇〇」を「一、〇二〇」に、「八五〇」を「八七〇」に、「四九〇」を「五〇〇」に、「三八〇」を「三九〇」に、「五、三四〇」を「五、四四〇」に、「一、二四〇」を「一、二

六〇」に、「三、四二〇」を「三、四八〇」に、「一、七一〇」を「一、七四〇」に、「四六〇」を「四七〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。